

和泊町地籍情報閲覧交付事務取扱要領

令和6年1月10日告示第 1 号

(目的)

第1条 この告示は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第2項の規定に基づく国土調査の成果の写し若しくはこれに類似する成果（以下「成果品」という。）又は成果品に変更を加えた資料若しくはこれに類似する資料（以下これらを「成果品等」という。）の閲覧交付申請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(成果品等の種類)

第2条 成果品等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 筆界点座標値
- (2) 図根点座標値
- (3) 地籍集成図
- (4) その他地籍調査成果の写し等

(成果品等の閲覧又は交付申請)

第3条 成果品等の閲覧又は交付を必要とする者は、和泊町地籍調査成果等閲覧交付申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(閲覧場所)

第4条 成果品等の閲覧は、地籍担当課において行うものとする。

(成果品等の閲覧又は交付の制限)

第5条 町長は、第3条の規定による申請があった場合において、国及び地方公共団体又はそれらに類する団体からの申請を除き、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、これに応じないことができる。

- (1) 和泊町で管理している成果品以外の申請があったとき。
- (2) 申請があった成果品等に、地権者情報が記載されているとき、又は和泊町情報公開条例（平成15年条例第1号）第5条各号に規定する情報を含むとき。
- (3) 毀損等により申請のあった成果品を閲覧又は交付できないとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(手数料の徴収)

第6条 成果品等の交付に係る手数料は、和泊町手数料条例（平成12年条例第

16号)第2条の規定によるものとする。ただし、同条例第7条に規定するもの及び町内字区長がその字の事業計画等のため交付申請する場合は、手数料を徴収しない。

(郵便による交付申請)

第7条 郵便により成果品等の交付を受けようとする者は、和泊町手数料条例(平成12年条例第16号)第6条に規定する費用を負担しなければならない。

2 手数料及び料金は定額小為替で徴収するものとし、現金、郵便切手、収入印紙等による支払いはできないものとする。

(弁償)

第8条 町長は、申請者が成果品等を閲覧するに当たって、成果品等を汚損し、又は毀損したときは、これを補正するために必要な費用の弁償を命ずることができる。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。